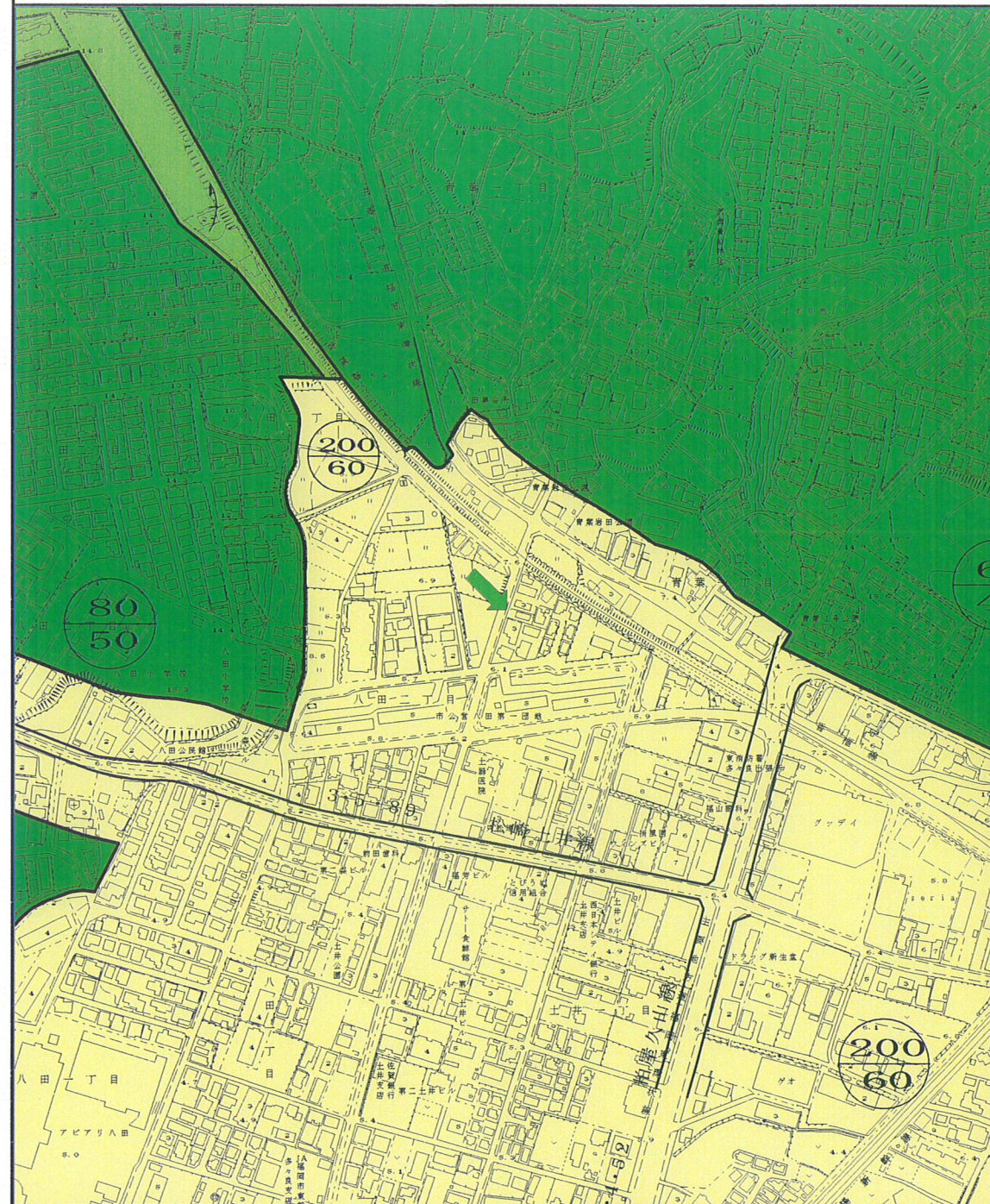


用途地域

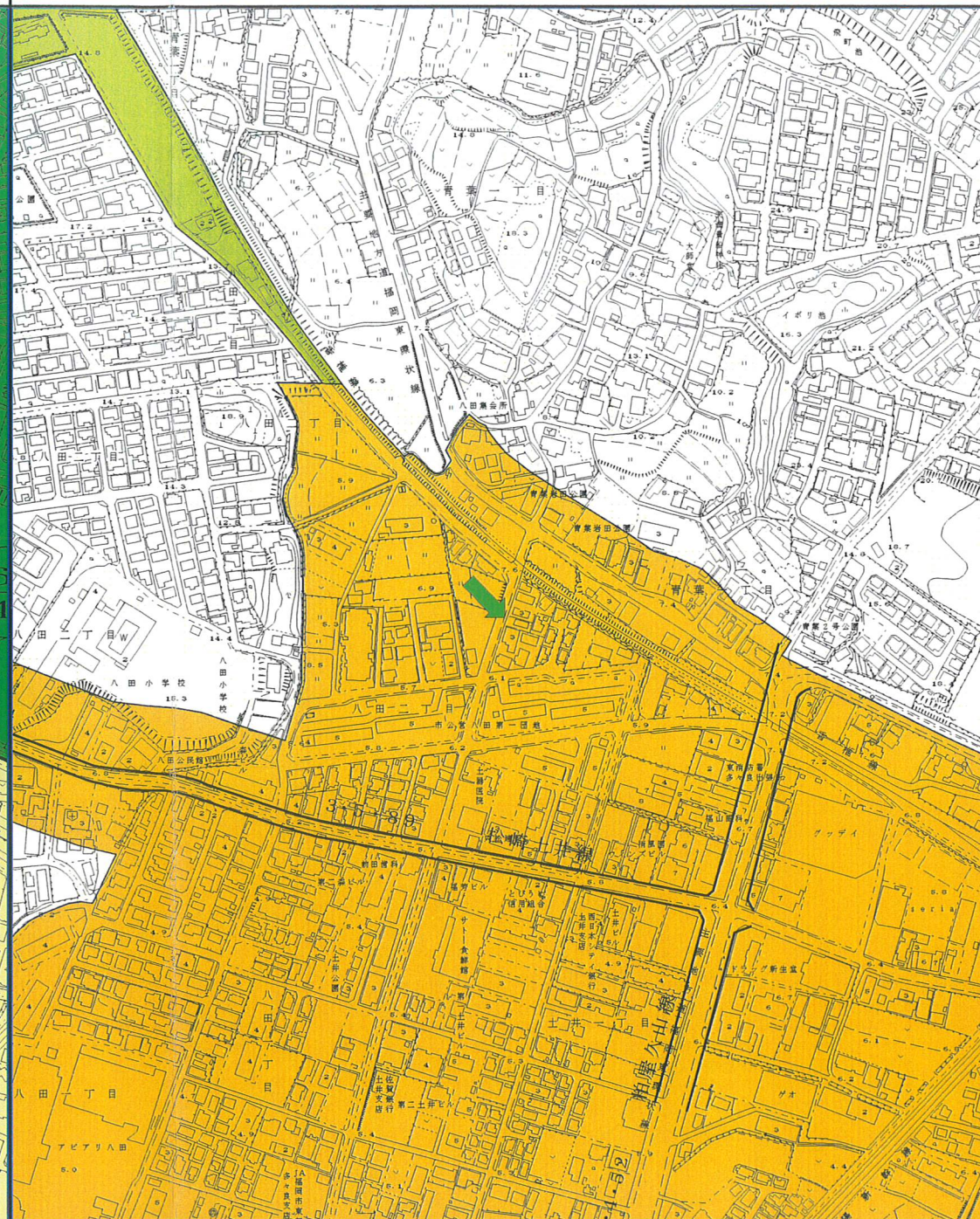


(用途地域凡例)

- | | |
|--------------|--------|
| 第一種低層住居専用地域 | 準住居地域 |
| 第二種低層住居専用地域 | 近隣商業地域 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 商業地域 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 準工業地域 |
| 第一種住居地域 | 工業地域 |
| 第二種住居地域 | 工業専用地域 |

容積率
建ぺい率

防火・準防火地域、高度地区等

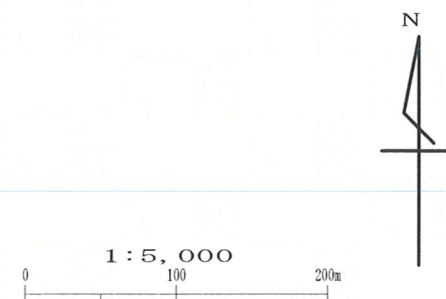


(防火・準防火地域、高度地区等凡例)

- | | |
|---------------|--------|
| 防火地域 | 高度利用地区 |
| 準防火地域 | 特別用途地区 |
| 第一種15メートル高度地区 | 地区計画 |
| 第二種15メートル高度地区 | |
| 第一種20メートル高度地区 | |
| 第二種20メートル高度地区 | |

注)
市街化調整区域内の
容積率・建ぺい率

指定区域区分界



都市計画決定等概要図

その1

この図は、本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

また、都市計画決定情報は矢印の先端部の内容であり、都市計画決定情報等の規制の全てを表示している訳ではありませんので、お調べの土地がこれ以外の地域地区、都市施設等にまたがっていないかを、必ずご確認ください。

この図の凡例にない地域地区の区域等については、都市計画決定等概要図その2をご参照ください。

矢印先端部の都市計画決定内容

市街化区域

第一種住居地域

建ぺい率 60%
容積率 200%

第二種20メートル高度地区

市街化区域内で、防火地域及び準防火地域以外の区域は、建築基準法第22条の規定に基づく区域が指定されています。

福岡市住宅都市局

都市計画部 都市計画課

平成23年 10月25日

NO. 1016

*許可なく複写・転載を禁じます。